

## 研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程

令和4年12月21日 制定

令和5年6月28日 改正

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規程は、国土館大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為及び研究費の取扱いに係る不正使用（以下「不正行為」という。）の防止並びに不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 本規程において「研究者等」とは、本学に所属し、本学の施設や設備を利用して研究活動を行う又は研究費の運営・管理を行う教職員、研究員、学生等をいう。

2 本規程において「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為及びそれらを助力することをいう。ただし、故意でないことが根拠をもって明らかにされたものは含まない。

- (1)捏造 研究者等が調査や実験等を行わなかった、又は調査や実験を行ったがデータを取得できなかったにもかかわらず、研究のための試料、情報及び生データ（以下「研究データ」という。）を作成すること。
- (2)改ざん 研究者等が調査や実験などを通じて得た研究データ等を、根拠なく修正若しくは削除すること。又は、計測・実験機材の恣意的な操作や調査方法の恣意的な決定などにより、正当な作業では得られない都合の良い研究データ等を取得すること。
- (3)盗用 出典を明示又は明確にしないで、他人が作成したデータ、文書、アイディア、方法等を引用、又は要約を作成する等の著作権の侵害を行うこと。若しくは、不正な手段によって外部に持ち出された研究データ等を取得又は利用すること。
- (4)二重投稿 同一内容とみなされる研究論文等を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。
- (5)不適切なオーサiership 研究論文等の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げることに、又は著者としての資格を有する者を除外すること。
- (6)その他の行為 前各号に掲げるもののほか、不正に研究データ等を取得、公表、若しくは伝達すること。又は、日本学術会議制定の「科学者の行動規範」及び社会通念に照らして逸脱の程度が甚だしい研究活動上の不適切な行為。

3 本規程において「研究費」とは、国、その他公共機関、企業、財団等の配分機関が交付する学外の研究費並びに学内の研究費を含む本学で扱う全ての研究費をいい、「研究費の不正使用」とは、次に掲げる行為及びそれらを助力することをいう。

- (1)架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
- (2)虚偽の申請に基づき申請と異なる物品等を大学に支払わせること。
- (3)虚偽の申請に基づき出張旅費等を大学に支払わせること。
- (4)虚偽の申請に基づきリサーチアシスタント等の報酬等を支払わせること。

(5)法令、本学の規程、当該研究費の使用に係る指針等（以下「法令等」という。）に定められた用途以外に使用すること。

- 4 本規程において「研究倫理教育」とは、研究者等に対し、研究活動上の不正行為や不正の発生が及ぼす影響等を理解させることを目的として実施する教育をいう。
- 5 本規程において「コンプライアンス教育」とは、研究費の管理・運営に関わる研究者等に対し、研究費の使用ルールと研究費の使用に係る責任の所在、不正使用の発生が及ぼす影響等を理解させることを目的として実施する教育をいう。
- 6 本規程において「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、研究者等に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

（研究者等の責務）

第3条 研究者等は、不正行為を行ってはならず、また、不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められた場合には、これを開示しなければならない。

## 第2章 不正防止体制及び実施

（管理責任者等）

第4条 本学は、管理責任者等を次のとおり定め、その職名を公表する。

- (1)最高管理責任者は、学長とする。
- (2)統括管理責任者は、学長が指名する副学長とする。
- (3)コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、各学部、各研究科、附置研究所（以下「学部等」という。）の長とする。コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を補佐するコンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育副責任者を学部等に置くことができる。

（最高管理責任者）

第5条 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究活動における不正行為の防止・対応について最終責任を負う。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者から定期的に報告を受ける場を設けるとともに、各責任者が責任を持って研究活動における不正行為防止に関する措置を適切に行うことができるように管理する。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針及び具体的な不正防止対策の策定にあたり、重要事項を審議する理事会等における審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論する。

- 4 最高管理責任者は、学部等に対し、不正防止に向けた取組を促すとともに、啓発活動を定期的に実施し、研究者等への浸透と意識の向上を図る。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正防止対策について本学全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。

- 2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策（以下「不正防止計画」という。）を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、研究費の運営・管理に関わる研究者等を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。
- 4 統括管理責任者は、不正防止計画の実施をコンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者に指示するとともに、実施状況を確認し、必要を認めた場合は改善を指示する。

(コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、研究費の運営・管理及び研究倫理教育の実質的な責任と権限をもつ。

- 2 研究活動を行う研究者等に対し、研究倫理に関する知識の定着、更新を行うため、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、統括管理責任者に報告する。
- 3 前号で規定する研究倫理教育を学生に対しても実施する。
- 4 研究費の運営・管理に関わる研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、統括管理責任者に報告する。
- 5 研究者等が、適切に研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 6 研究者等に対し、定期的に啓発活動を実施する。

(監事)

第8条 監事は、学校法人国士館の監事をもってあてる。

- 2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。
- 3 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。
- 4 監事は、内部監査部門、不正防止部署及びその他の関連部署と連携し、適切な情報提供等を受ける。
- 5 監事は、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について、不正防止部署と意見交換を行う。

(不正防止委員会の設置)

第9条 不正行為を防止するため、学長の下に不正防止委員会を設置する。

- 2 不正防止委員会の構成委員は、委員長（副学長・統括管理責任者）、法人事務局長、総務部長、財務部長、教務部長、教務部事務部長とする。

(不正防止委員会の任務)

第10条 不正防止委員会は、次の号に掲げる事項を行う。

- (1)不正防止計画の策定及び推進
- (2)不正防止計画における研修・教育、啓発活動の実施
- (3)研修会受講履歴の管理
- (4)コンプライアンス教育理解度アンケートの調査及び保管
- (5)コンプライアンス教育誓約書の徴収及び管理
- (6)研究費の管理・執行のモニタリング、改善指導
- (7)研究者の不正行為に係る調査

2 不正防止委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(不正防止部署の設置)

第11条 不正防止部署を教務部学術研究支援課とし、不正防止委員会の事務を行う。

(相談の受付窓口)

第12条 研究費の使用及び研究活動上の行為に関するルール等の相談を受け付ける窓口を教務部学術研究支援課に置く。

### 第3章 不正への対応

#### 第1節 告発の受付

(告発の受付体制)

第13条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、監査室に告発受付窓口（以下「告発窓口」という。）を置くものとし、告発窓口の責任者は監査室長又は監査課長とする。

- 2 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は、面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。
- 3 告発は、原則として顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者の氏名又は研究グループ等の名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。
- 4 告発窓口は、匿名による告発について、必要と認める場合には、不正防止委員会委員長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 5 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者及び不正防止委員会委員長に報告するものとする。最高管理責任者は、当該告発に関係する学部等の長に、その内容を通知するものとする。
- 6 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 7 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ、インターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者の氏名又は研究グループ等の名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、不正防止委員会委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第14条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口は、最高管理責任者及び不正防止委員会委員長に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第15条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を告発窓口の担当職員以外に見聞できないように、適切な方法を講じなければならない。
- 3 前項の規定は、告発の相談についても準用する。

## 第2節 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第16条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該業務に携わらなくなった後も同様とする。

- 2 最高管理責任者及び不正防止委員会委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者又は不正防止委員会委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者、不正防止委員会委員長及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者等に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者等の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第17条 学部等の長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人国士舘諸規程その他関連規程等に従って、その者に対して処分を課すことができる。

- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第18条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った場合は、学校法人国士館諸規程その他関連規程等に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第19条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規定において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関及び関係省庁（以下「配分機関等」という。）に対して、その措置の内容等を通知する。

### 第3節 予備調査

(予備調査の実施)

第20条 第13条に基づく告発があった場合又は本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。
- 3 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又はヒアリングを行うことができる。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 6 予備調査委員会の事務は、監査室が行う。

(予備調査の方法)

第21条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(予備調査の結果)

第22条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

#### 第4節 本調査

(本調査の決定等)

第23条 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。

- 2 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、配分機関等や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の配分機関等に、本調査を行う旨を報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、不正使用の事案については、告発を受け付けた日から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関等に報告する。報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様とする。また、調査実施の際は、調査方針、調査対象、方法等について配分機関等に報告し、協議する。

(調査委員会の設置)

第24条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 委員長は副学長をもって充て、最高管理責任者が任命する。
  - (2) 法律の知識を有する有識者 1名
  - (3) 研究分野の知見を有する者 若干名
  - (4) 最高管理責任者が指名した者 若干名
- 4 調査委員会の事務は、監査室が行う。

(本調査の通知)

第25条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第26条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額、その他必要と認める事項について本調査を行う。
- 3 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 4 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 5 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 6 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用を保障するものとする。
- 7 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第27条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第28条 調査委員会は、本調査を実施するにあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第29条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第30条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第31条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第26条第5項の定める保障を与えなければならない。

## 第5節 不正行為の認定

(認定の手続)

第32条 調査委員会は、本調査を開始した日から150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、不正使用の相当額、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第33条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行うものとする。この場合において、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

2 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第34条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果、研究不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、告発を受け付けた日から210日以内に当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。期限までに調査が完了しない場合には、調査の中間報告書を配分機関等に報告する。また、調査過程で、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告する。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第35条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第24条第2項及び第3項に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関等に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第36条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から30日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし30日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関等に報告する。

(調査結果の公表)

第37条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

## 第6節 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第38条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、配分機関等から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第39条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第40条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第41条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第42条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、学校法人国士館諸規程その他関連規程等に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関等に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第43条 不正防止委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、関係する学部等の長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。

3 最高管理責任者は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する配分機関等に対して報告するものとする。

#### 第4章 雑則

(改廃)

第44条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、従前の「競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程」及び「競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程施行細則」は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年6月28日から施行する。